

内閣参質一九〇第一四四号

平成二十八年六月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭 殿

参議院議員糸数慶子君提出辺野古新基地建設事業の警備業務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員糸数慶子君提出辺野古新基地建設事業の警備業務に関する質問に対する答弁書

一及び二について

沖縄防衛局が発注した海上警備業務の受注者である株式会社ライジングサンセキュリティサービスからの報告により、当該業務の再委託先である株式会社マリンセキュリティが労働基準監督署から是正の勧告を受けたことは承知しており、御指摘の真部朗防衛省整備計画局長の答弁は、当該是正の勧告の対象となった八名以外に残業手当の未払分があるという情報には防衛省として接していない旨を答弁したものである。また、現時点において、株式会社ライジングサンセキュリティサービスとの業務委託契約を解除することは考えていない。

三から六まで、八及び十について

沖縄防衛局は、御指摘の「本件リスト」を保有しておらず、また、同リストの作成や提供に係るお尋ねの事実はなく、同リストの内容についてお答えすることは困難である。また、警備内容に関するお尋ねについては、これを明らかにすることにより、今後の警備に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

七、十一及び十二について

発注者である沖縄防衛局は、契約関係書類において、受注者である株式会社ライジングサンセキュリティサービスに対し、海上警備の実施状況について、報告するよう求めている。当該報告は、発注者として警備業務の実施状況を把握するためのものであるが、お尋ねについては、警備内容に関するものであるため、これを明らかにすることにより、今後の警備に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

また、警備業務については、不測の事故等を防止し、現地の安全を確保する目的で実施しているものであり、今後とも適切に行っていく考えである。

九について

発注者である沖縄防衛局は、警備業務の実施に伴い取得される個人情報の適正な取扱いを確保するため、契約関係書類に「警備員は、過去一年間に個人情報保護法の研修又は教育を受講しているものとする」と記載したものである。また、警備業務の受注者は、契約関係書類に基づき業務を実施しているものと承知している。